

付 議 第 1 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の 一部を改正する規則議案

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

第2条第5項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第3条第1項第3号、第2項第4号及び第3項第4号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条第1項中「当該各号に掲げる」を「、それぞれ当該各号に定める」に改める。

第6条第2項及び第3項並びに第8条中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第9条の2第1項中「又は編入学」を「若しくは編入学」に改める。

第10条の見出し中「一時停止」を「一時停止に係る通知」に改める。

第11条第2項中「を相当と」を「を相当であると」に、「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第13条の見出し中「取消し」を「取消しに係る通知」に改める。

第15条第2項中「同等程度と」を「同等程度であると」に改める。

第17条第2項中「を相当と」を「を相当であると」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同条第3項中「同等程度と」を「同等程度であると」に改める。

第18条第2項中「に応じ」を「に応じ、それぞれ」に改め、同条第3項中「を相当と」を「を相当であると」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同条第4項中「返還を」を「条例第9条の規定に基づき返還を」に改める。

第21条中「返還等について」を「返還等に関し」に改める。

別表第3の表中「せき柱」を「脊柱」に改める。

別記第4号様式中「第6条第4項」を「第6条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の
一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、法律名が改正されたことにより、引用規定の整理等をしようとするもの。

2 施行期日

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成14年高知県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与を受ける者の要件等)

第2条 略

2～4 略

5 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める奨学金等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による就学支度資金、高知県生活福祉資金貸付事業に係る教育支援資金のうち就学支度費及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号)第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金(別表第1備考1において「通学支援奨学金」という。)とする。

(貸与の申請手続)

第3条 高等学校等(条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に進学を希望し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の12月15日までに、県教育長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類

2 高等学校等に在学し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式の2による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30

旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成14年高知県条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸与を受ける者の要件等)

第2条 略

2～4 略

5 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める奨学金等は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による就学支度資金、高知県生活福祉資金貸付事業に係る教育支援資金のうち就学支度費及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号)第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金(別表第1備考1において「通学支援奨学金」という。)とする。

(貸与の申請手続)

第3条 高等学校等(条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に進学を希望し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の12月15日までに、県教育長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる書類のほか、県教育長が必要と認める書類

2 高等学校等に在学し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、別記第1号様式の2による申請書に次に掲げる書類を添えて、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30

日までに、県教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類

3 高等学校等に在学し、前条第4項第5号又は第6号の規定に該当する申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第1号様式の3による申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類

4～6 略

(貸与の期間)

第5条 条例第3条第2項ただし書に規定する教育委員会規則で定める奨学金の貸与の期間については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。

(1)～(4) 略

2 略

(連帯保証人)

第6条 略

2 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき、連帯保証人が死亡したとき又は県教育長が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じたときは、別記第4号様式による連帯保証人異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が高等学校等に在学するときは、当該高等学校等を経由して行うものとする。

3 県教育長は、奨学生が前項の連帯保証人異動報告書を提出しないとき(連帯保証人が死亡したとき又は県教育長が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じたときに限る。)は、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

(保護者に異動があった場合の報告)

日までに、県教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要と認める書類

3 高等学校等に在学し、前条第4項第5号又は第6号の規定に該当する申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第1号様式の3による申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要と認める書類

4～6 略

(貸与の期間)

第5条 条例第3条第2項ただし書に規定する教育委員会規則で定める奨学金の貸与の期間については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる期間を限度とする。

(1)～(4) 略

2 略

(連帯保証人)

第6条 略

2 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき、連帯保証人が死亡したとき又は県教育長が連帯保証人を不適當と認めて変更を命じたときは、別記第4号様式による連帯保証人異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が高等学校等に在学するときは、当該高等学校等を経由して行うものとする。

3 県教育長は、奨学生が前項の連帯保証人異動報告書を提出しないとき(連帯保証人が死亡したとき又は県教育長が連帯保証人を不適當と認めて変更を命じたときに限る。)は、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

(保護者に異動があった場合の報告)

第8条 奨学生は、保護者を変更しようとするとき、保護者が死亡したとき又は県教育長が保護者を不相当であると認めて変更を命じたときは、別記第6号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が高等学校等に在学するときは、当該高等学校等を経由して行うものとする。

(貸与月額の変更)

第9条の2 奨学生は、転学若しくは編入学をしたことにより貸与を受けている奨学金の奨学金区分の変更が必要となったとき又は条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更を申し出ようとするときは、別記第8号様式による奨学金貸与月額変更申請書(以下この条において「変更申請書」という。)を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

2～4 略

(貸与の一時停止に係る通知)

第10条 略

(貸与の再開)

第11条 略

2 県教育長は、前項の規定による奨学金貸与再開申請書を受理したときは、奨学金の貸与の再開の適否を決定し、奨学金の貸与の再開を適当であると認めたときは別記第11号様式による奨学金貸与再開通知書により、不相当であると認めたときはその旨を、奨学生が在学する高等学校等を経由して当該申請を行った者に通知するものとする。

3 略

(貸与の取消しに係る通知)

第13条 略

(返還の期間)

第15条 略

2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度であると認められる教育施設で修学するために資

第8条 奨学生は、保護者を変更しようとするとき、保護者が死亡したとき又は県教育長が保護者を不相当と認めて変更を命じたときは、別記第6号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が高等学校等に在学するときは、当該高等学校等を経由して行うものとする。

(貸与月額の変更)

第9条の2 奨学生は、転学又は編入学をしたことにより貸与を受けている奨学金の奨学金区分の変更が必要となったとき又は条例第3条第3項の規定に基づく奨学金の月額の変更を申し出ようとするときは、別記第8号様式による奨学金貸与月額変更申請書(以下この条において「変更申請書」という。)を在学する高等学校等を経由して県教育長に提出しなければならない。

2～4 略

(貸与の一時停止)

第10条 略

(貸与の再開)

第11条 略

2 県教育長は、前項の規定による奨学金貸与再開申請書を受理したときは、奨学金の貸与の再開の適否を決定し、奨学金の貸与の再開を適当と認めたときは別記第11号様式による奨学金貸与再開通知書により、不相当と認めたときはその旨を、奨学生が在学する高等学校等を経由して当該申請を行った者に通知するものとする。

3 略

(貸与の取消し)

第13条 略

(返還の期間)

第15条 略

2 奨学生が高等学校等を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度と認められる教育施設で修学するために資金の貸

金の貸与を受け、かつ、奨学金の返還の期間の変更を希望するときは、別表第1に定めるところにより、20年以内の期間で返還の期間を変更することができる。

3・4 略

(返還の猶予)

第17条 略

2 県教育長は、前項の規定による奨学金返還猶予申請書を受理したときは、奨学金の返還の猶予の適否を決定し、奨学金の返還の猶予を適当であると認めたときは別記第17号様式による奨学金返還猶予通知書により、不適当であると認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 条例第8条第1号の教育委員会規則で定める学校は、高等学校等、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度であると認められる教育施設とする。ただし、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度であると認められる教育施設については、通信による教育を行うものを除く。

4～8 略

(返還の免除)

第18条 略

2 条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第18号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

3 県教育長は、前項の規定による奨学金返還免除申請書を受理したときは、奨学金の返還の免除の適否及び返還を免除する額を決定し、奨学金の返還の免除を適当であると認めたときは別記第19号様式による奨学金返還免除通知書により、免除を不適当であると認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

与を受け、かつ、奨学金の返還の期間の変更を希望するときは、別表第1に定めるところにより、20年以内の期間で返還の期間を変更することができる。

3・4 略

(返還の猶予)

第17条 略

2 県教育長は、前項の規定による奨学金返還猶予申請書を受理したときは、奨学金の返還の猶予の適否を決定し、奨学金の返還の猶予を適当と認めたときは別記第17号様式による奨学金返還猶予通知書により、不適当と認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 条例第8条第1号の教育委員会規則で定める学校は、高等学校等、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度と認められる教育施設とする。ただし、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度と認められる教育施設については、通信による教育を行うものを除く。

4～8 略

(返還の免除)

第18条 略

2 条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第18号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

3 県教育長は、前項の規定による奨学金返還免除申請書を受理したときは、奨学金の返還の免除の適否及び返還を免除する額を決定し、奨学金の返還の免除を適当と認めたときは別記第19号様式による奨学金返還免除通知書により、免除を不適当と認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 条例第9条の規定に基づき返還を免除する額は、次に掲げる額とする。

(1)・(2) 略

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与、返還等に関し必要な事項は、県教育長が定める。

別表第3(第18条関係)

- 1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 2 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を理解することができない程度以上のもの
- 3 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
- 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
- 5 片手を腕関節以上で失ったもの
- 6 片足を足関節以上で失ったもの
- 7 片手の三大関節中2関節又は3関節の機能を失ったもの
- 8 片足の三大関節中2関節又は3関節の機能を失ったもの
- 9 片手の5指又は親指及び人差し指を併せて4指を失ったもの
- 10 足の指を全部失ったもの
- 11 脊柱、胸郭又は骨盤軟部組織の高度の障害、変形等により労働能力が著しく阻害されたもの
- 12 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
- 13 その他精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

4 返還を免除する額は、次に掲げる額とする。

(1)・(2) 略

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与、返還等について必要な事項は、県教育長が定める。

別表第3(第18条関係)

- 1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 2 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を理解することができない程度以上のもの
- 3 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
- 4 せき柱の機能に著しい障害を残すもの
- 5 片手を腕関節以上で失ったもの
- 6 片足を足関節以上で失ったもの
- 7 片手の三大関節中2関節又は3関節の機能を失ったもの
- 8 片足の三大関節中2関節又は3関節の機能を失ったもの
- 9 片手の5指又は親指及び人差し指を併せて4指を失ったもの
- 10 足の指を全部失ったもの
- 11 せき柱、胸郭又は骨盤軟部組織の高度の障害、変形等により労働能力が著しく阻害されたもの
- 12 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
- 13 その他精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

第4号様式（第6条関係）

（新）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

連帯保証人異動報告書

連帯保証人に異動がありましたので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 異動の内容等

2 異動事項

新旧の別	氏名	奨学生との関係	生年月日	職業及び勤務先	住所等
旧					郵便番号 住所 電話番号
					郵便番号 住所 電話番号
新					郵便番号 住所 電話番号
					郵便番号 住所 電話番号

備考 異動後の連帯保証人2人が署名した別記第1号様式の3の2による誓約書（当該様式中「申請者」とあるのは、「奨学生」と読み替えてください。）又は別記第13号様式による高知県高等学校等奨学金借用証書を添えてください。

（旧）

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 奨学生決定番号
郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

連帯保証人異動報告書

連帯保証人に異動がありましたので、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 異動の内容等

2 異動事項

新旧の別	氏名	奨学生との関係	生年月日	職業及び勤務先	住所等
旧					郵便番号 住所 電話番号
					郵便番号 住所 電話番号
新					郵便番号 住所 電話番号
					郵便番号 住所 電話番号

備考 異動後の連帯保証人2人が署名した別記第1号様式の3の2による誓約書（当該様式中「申請者」とあるのは、「奨学生」と読み替えてください。）又は別記第13号様式による高知県高等学校等奨学金借用証書を添えてください。